

墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正要旨

墨田区耐震改修促進計画では、平成32年度末までに住宅耐震化率を95%とすることを目標としており、これを達成するためには一層の事業の充実が急務となっている。

木造住宅の耐震化率向上を図るため、耐震性が不足していることが確認された旧耐震基準の木造住宅の除却費用に対する助成制度を新たに設けるほか、耐震改修計画の作成に対する助成金の支給割合を引き上げる。

また、建物本体を耐震化しない場合においても、室内の安全化を促し、地震災害時の人的被害の減少を図るため、耐震装置（耐震シェルター）設置費用に対する助成制度を新たに設ける。

2 改正概要

(1) 除却費用に対する助成制度の新設

緊急対応地区において、耐震性が不足していると診断された旧耐震基準の木造住宅の除却工事費に対する助成制度を新設する。

助成金の支給割合（助成率）：1 / 2

(2) 耐震改修計画の作成に対する助成金の支給割合の拡充

緊急対応地区における耐震改修工事に係る耐震改修計画の作成に対する助成金の支給割合を次のとおり引き上げる。

助成金の支給割合（助成率）：1 / 2 10 / 10

(3) 耐震装置（耐震シェルター）設置に対する助成制度の新設

区内全域において、高齢者等が、耐震性が不足していると診断された旧耐震基準の木造住宅に居住する場合は、耐震装置（耐震シェルター）を設置するための装置代及び設置費用に対する助成制度を新設する。

助成金の支給割合（助成率）：9 / 10

3 施行期日等

本年4月1日から施行し、同日以後に助成対象確認申請があった耐震改修等について適用する。

* 本条例改正に関連して改正を予定している規則・要綱

- 墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例施行規則
- 墨田区民間建築物耐震診断助成要綱

条例・規則・要綱の改正前後の助成内容は別紙1のとおり